

(福祉)介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

当法人の「見える化要件」に基づいた取り組みは以下の通りです。

◆ 処遇改善加算対象事業

1. 訪問介護事業(介護予防訪問介護)
2. 地域密着型通所介護事業(介護予防通所介護)
3. 居宅介護・重度訪問介護事業

令和8年3月現在

◆ 加算の取得状況

1. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ
2. 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

◆ 職場環境等要件の実施する取り組み

* 入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

* 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

* 両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの導入
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、付与日数の内5日以上以上の休暇を取るよう、身近な上司からの積極的な声かけを行っている
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務配分の偏りの解消を行っている

* 腰痛を含む心身の健康管理

- ・職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得、職員に対する腰痛対策の研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

* 生産性向上のための取組

- ・現場の課題の見える化(課題の抽出、業務時間調査の実施等)を実施している
- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

* やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や理念(笑顔・安心・信頼)等を定期的に学ぶ機会の提供

以上